

事業報告

第10期

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

横浜港埠頭株式会社

事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により大きく落ち込みましたが、段階的に経済・社会活動規制が緩和され、いったん持ち直し傾向に転じました。その後、中国では感染が抑制され景気回復が持続しましたが、欧州・米国等の他の地域では感染の再拡大を受けてロックダウン等の対策強化を再び余儀なくされ、全体として景気の減速が続きました。

日本では、令和2年4月に発令された緊急事態宣言が5月に解除された後、経済が回復基調に転じたものの、同年11月以降再び感染が拡大したことにより景気回復は停滞しました。

こうした経済情勢のもと、横浜港も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて令和2年の取扱貨物量は外内貿合計で9,362万トン(対前年比15.4%減)となりましたが、後半にかけて回復基調が続きました。主要貨物の一つである自動車関連貨物は、工場の一時閉鎖や生産調整等の影響により5月には取扱量が対前年55.5%減と大きく落ち込みましたが、12月には同1.7%減まで持ち直しました。

また、コンテナ貨物の令和2年の取扱量は外内貿合計で266万TEU(対前年11.1%減)となりましたが、巣ごもり需要等もあり12月には前年を上回る0.6%増まで回復しました。

当社は、港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社と引き続き連携しつつ、自動車や在来貨物を取り扱う当社所有の多目的・ライナーターミナルの管理運営等を行いました。また、横浜港のターミナル再編計画を踏まえたターミナルの機能強化・転換等についても取組を進めました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は9,160百万円、営業費用及び一般管理費は8,065百万円、営業利益は1,095百万円、経常利益は1,169百万円となり、当期利益は465百万円となりました。

各事業別の業績は以下のとおりです。

① 外貿埠頭事業

外貿埠頭事業では、横浜川崎国際港湾株式会社との施行協定に基づき、昨年度に引き続いて南本牧MC-4号ターミナルの供用開始に向けた建設工事を実施しました。令和2年8月に暫定供用が開始され、令和3年3月末に工事が完了して4月に本格供用が開始されました。また本牧・南本牧・大黒各ふ頭のコンテナターミナルにある当社所有施設については横浜川崎国際港湾株式会社への貸付及び維持管理を実施しました。大黒C-3号ターミナルにつきましては、同社へ令和2年8月より再度貸付を行い、暫定的に

自動車を取扱うターミナルとして供用を開始しました。同ターミナルの供用開始に伴い、大黒 C-2 号ターミナルの借受者に変更が発生しましたので、契約手続きを行いました。

その他、大黒 C-1・2 号ターミナル及び大黒 L-1~8 号ターミナルについては、自動車貨物及び一般在来貨物を取扱う当社所有のターミナルとして、引き続き管理運営を行いました。

本牧ふ頭 A 突堤内は、横浜市港湾局が推進するロジスティクスパーク計画の一環として、進出事業者 1 社と事業用定期借地権設定契約を締結しました。また、横浜市の港湾道路整備に伴い、当社所有地と横浜市所有地の土地交換契約を締結しました。

多目的ターミナルとして供用している本牧 A-5 号ターミナルは、在来船着岸隻数が月平均で約 11 隻（年度合計 136 隻）となり、前年度の年度合計 130 隻から若干増加しました。また、固定ヤードも全て事業者に貸し付けており、事業は堅調に推移しています。

シャーシ整理場として運用している本牧 A-8 号は、ロジスティクスパーク計画に基づき引き続き区画再編の準備を進めています。

以上の結果、当事業の営業収益は 6,162 百万円となり、営業費用及び一般管理費は 5,071 百万円、営業利益は 1,090 百万円、経常利益は 1,144 百万円となり、当期純利益は 440 百万円となりました。

② 物流等関連施設管理運営事業

物流等関連施設管理運営事業では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け横浜市との協定期間が 1 年間延長となる中、引き続き横浜港物流施設の指定管理者として、物流関連施設の使用許可等に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務などを着実に実施しました。

また、横浜市からの受託業務として、公共岸壁への配船調整業務や「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS 条約)に対応した警備業務、施設使用料の徴収事務及び横浜港・東京港・川崎港に入港するコンテナ船の入港料徴収事務などを実施するとともに、港湾事業関係者のための通勤車両駐車場の管理運営を行いました。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け横浜港の輸出入貨物の取扱量が大幅に減少する中、横浜市港湾局と連携し、横浜港の港湾施設使用者に対して経営環境の悪化や資金繰りの改善を支援するために、港湾施設使用料の支払いを猶予するなどの対応を行いました。

横浜市港湾局による大黒 T3~8 号岸壁の補強工事をはじめ、大黒 T1・2、P1・2、本牧 B2 岸壁などでも施設利用に制限がかかる工事が行われましたが、工事による影響が最小限になるよう港湾局及び施設利用者と積極的に調整を行うなど、横浜港の物流施設の円滑な管理運営に努めました。

この他、横浜市からの業務委託により、港湾労働者就業環境を充実させるため、港で働く女性の活躍を踏まえ、安心して利用できる女性専用のトイレ（23 基）の効果的な場所への設置及び日常管理等を行いました。

これらの業務を実施した結果、当事業の営業収益は1,070百万円、営業費用及び一般管理費は1,046百万円となり、24百万円の経常利益となりました。

③ 環境整備基金事業

環境整備基金事業では、横浜市からの環境整備基金の運用益を基に、横浜港の海域環境を保全していく取り組みとして、港内の海底ゴミの収集及び処分を実施し、周辺海域の水生生物育成事業として、ヒラメやカサゴなどの稚魚約7万尾を横浜港内で放流する事業を実施しました。

環境整備基金の営業外収益（運用益）は7百万円となり、これらの事業を実施した結果、事業経費は7百万円となりました。

④ 建設発生土受入事業

建設発生土受入事業では、主に横浜市内の公共工事から発生する建設発生土について陸上搬入土砂71万 m^3 及び浚渫土1万 m^3 、合計72万 m^3 の土砂の受け入れを計画し、南本牧ふ頭の埋立てに71万 m^3 、広域利用土砂として三河港等へ1万 m^3 を搬出する計画としていました。

実績としては、陸上搬入土砂44万 m^3 、海上搬入土砂1万 m^3 及び浚渫土1万 m^3 、合計46万 m^3 の土砂を受け入れて、南本牧ふ頭の埋立てに46万 m^3 を搬出しました。広域利用土砂の搬出はありませんでした。

この結果、当事業の営業収益は1,927百万円となり、一方営業費用及び一般管理費で1,927百万円となりました。

	営業収益	経常損益
①外貿埠頭事業	6,162 百万円	1,144 百万円
②物流等関連施設管理運営事業	1,070 百万円	24 百万円
③環境整備基金事業	- 円	- 円
④建設発生土受入事業	1,927 百万円	- 円
合 計	9,160 百万円	1,169 百万円

(2) 対処すべき課題

海運業界においては、世界規模での船会社の合従連衡、アライアンスの再編が進み、状況が目まぐるしく変化する一方で、横浜港においても、南本牧での大水深高規格コンテナターミナルの供用開始とそれに伴う本牧・大黒ふ頭の再整備、また山下ふ頭における再開発の進展等によりターミナルの再編や機能転換が進められており、さらに南本牧ふ頭整備事業が着手されるなど、大きな変化の時期を迎えています。

このような当社を取り巻く状況の変化に対応し、横浜港及び当社が持続的に成長することを目指して、令和3年度からの5か年の中期経営計画を策定しました。この経営計画においてはロジスティクス関連事業を新たな柱の一つと位置づけ、次の4本柱

の枠組のもとで各種取組を実施してまいります。

- 1 横浜港の物流施設の管理運営・機能強化
- 2 ロジスティクス機能の充実・強化
- 3 港湾運営を支える技術・サービスの向上と活用
- 4 経営基盤の強化

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当事業年度の主な投資については、下表のとおりとなっております。

事業区分	埠頭名	主な内容	実施額
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業	該当なし		
当社単独	大黒ふ頭	電気防食更新、受変電設備設置ほか	278 百万円
	本牧ふ頭	二次変電設備設置ほか	162 百万円
	南本牧ふ頭	舗装整備、電力監視装置改修ほか	162 百万円
合計			603 百万円

投資にかかる資金調達については、すべて自主財源を充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	単位	平成30年度 (H30. 4. 1～ H31. 3. 31)	令和元年度 (H31. 4. 1～ R2. 3. 31)	令和2年度 (R2. 4. 1～ R3. 3. 31)
営業利益	百万円	1,025	1,057	1,095
経常利益	百万円	981	1,045	1,169
当期純利益	百万円	887	84	465
1株当たり当期純利益	円	1,641	155	860
総資産	百万円	53,797	52,911	51,577
純資産	百万円	28,988	29,072	29,537

(5) 主要な事業所

本社 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
 南部管理事務所 横浜市中区本牧ふ頭1番地1
 山下事務所 横浜市中区山下町279番地1
 北部管理事務所 横浜市鶴見区大黒ふ頭1番地

(6) 主要な事業内容

- ・外貿埠頭の建設、貸付及び管理等に関する事業
- ・横浜港物流等関連施設の指定管理及びこれに密接に関連する業務に関する事業
- ・海域環境の保全及び水生生物の維持培養に関する事業
- ・埋立処分地への建設発生土及びその他の土砂等の受入及び処理に関する事業

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢
80人	6人	45.30才

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主な借入先

借入先	借入残高
横浜市	13,449百万円
国土交通省	307百万円
金融機関	1,655百万円
合計	15,412百万円

注 上記「金融機関」は、市中金融機関のほか、政策金融機関からの借入です。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式総数 540,611株

(3) 株主の状況

株主名	持株数
横浜市	540,400株
横浜港運協会	191株
横浜商工会議所	19株
株式会社三井住友銀行	1株
合計	540,611株

(4) 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項
該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

役 職	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊東 慎介	
常務取締役	岸村 英憲	
取締役	中野 裕也	横浜市港湾局長
取締役	藤木 幸太	横浜港運協会 会長 (藤木企業株式会社 代表取締役社長)
*取締役	日野岳 穰	株式会社商船三井 常務執行役員
*取締役	栢田 建二郎	一般社団法人日本港運協会 常任理事 (株式会社日新 取締役常務執行役員)
監査役	河村 義秀	横浜市港湾局 港湾物流部長
*監査役	杉原 光昭	弁護士

注1 取締役2名（*）は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

監査役1名（*）は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。

注2 当社は、取締役藤木幸太、中野裕也、日野岳穰、栢田建二郎の4氏及び監査役杉原光昭、河村義秀の2氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

注3 当社は取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が、会社の役員等の地位に基づく職務遂行に関して第三者または会社に損害を生じさせたとして第三者または株主から訴訟を提起され

た場合に、当該訴訟及び和解等に要する費用並びに損害賠償額（当社の取締役及び監査役が責任を負うとされた場合。）について、1億円を限度額として補償を受けることができます。ただし、当社の取締役及び監査役が違法に私的な利益や便宜の供与を得たことによる損害賠償請求など、一定の免責事項に該当する損害賠償請求は補償の対象外です。

注4 当社では取締役及び監査役の報酬について、平成24年6月29日開催の株主総会における決議により、取締役報酬総額を年額60,000,000円と定め、平成25年6月6月28日開催の株主総会における決議により、監査役報酬等の総額を年額2,000,000円と定めております。

なお、当該定めに係る対象者の人数は取締役6名、監査役2名です。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動内容
取締役	日野岳 穰	当期開催の取締役会、6回のうち5回に出席し、必要な発言を適宜行っています。
取締役	橋田 建二郎	当期開催の取締役会、6回のうち6回に出席し、必要な発言を適宜行っています。
監査役	杉原 光昭	当期開催の取締役会、6回のうち6回に出席し、必要な発言を適宜行っています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
役員	6人	18,024千円	株主総会承認限度額 取締役 60,000千円、監査役 2,000千円

注 期末現在の人員は取締役6名、監査役2名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

- イ 取締役については、期末現在無報酬の取締役1名が存在すること。
- ロ 監査役1名については、無報酬であること。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 EY 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額 7,150千円(税込)
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
特記すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等

平成23年12月20日に開催した横浜港埠頭株式会社第2回取締役会において決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための以下の体制等を整

備しております。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 会社の取締役及び社員が、法令を遵守し、倫理観を持って行動できるよう、周知徹底を図っております。特に役員は、高い倫理観と道徳観に基づき、厳格に法令等を遵守し、企業活動のあらゆる場面において社員の模範となって行動しております。
- ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止しております。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとっております。
- ④ 法令遵守上、疑義ある行為について、社員が社内通報窓口を通じ、監査役に通報できる制度を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や社内規程に基づき適切に保存・管理し、常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じております。
- ② 会社が保管する情報は、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備しております。
- ③ 情報資産の適切な取扱いに関し措置すべき体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築しております。
- ② 不測の災害が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、業務分担、職務権限等を明らかにする体制を整備しております。

(5) 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、監査役を補助すべき社員として、監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得ます。

(6) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役及び社員に対し、随時その報告を求めることができる体制を整えております。
- ② 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う体制を整えております。